

令和2年3月25日

関西電力株式会社第三者委員会
委員長 但木 敬一 様

福井県総務部人事課長 姫川 祐一

第三者委員会調査報告書にかかる確認について

令和2年3月14日付けで公表された調査報告書の内容について、下記のとおり照会します。

記

- 1 「県や当時の通商産業省の了解」(P72 7行目)、「国土利用計画法の手続が円滑に進められる額まで上積みする」(P72 18行目)とありますが、どのような決定過程があったと確認されているのかご教示ください。
- 2 「原子力発電所の見学等を目的とするものについては、福井県の職員等が参加することもあった」(P77 6行目)とありますが、県職員の参加について、どのような事実が確認されているのかご教示ください。

令和2年4月2日

福井県庁 総務部
人事課 内田 博幸 殿

関西電力株式会社第三者委員会

委員長 但木 敬



ご照会に対するご回答

冠省

令和2年3月25日付で頂きましたご照会事項につき、以下のとおりご回答いたします。

第1点目については、本調査の中で、関西電力において、調査報告書72頁6~8行目記載の方針及び同18~20行目記載の方針の決定があったことを確認しております。

また、第2点目については、本調査の中で、森山氏との旅行に福井県の職員等が同行していた事実を確認しております。

当委員会は、これらの事実確認を、本調査の目的で関西電力から受領した内部資料、本調査の目的でヒアリング対象者から得た情報等に基づいて行っておりますところ、守秘義務等の観点で、いずれにつきましてもより具体的な情報及び根拠資料等を当委員会から貴県に対し開示することは致しかねる旨、ご容赦いただきたく存じます。

草々

令和2年4月14日

関西電力株式会社

代表取締役社長 森本 孝 様

福井県総務部人事課長 内田 博



令和2年3月14日付けで公表された関西電力株式会社第三者委員会の調査報告書の内容について、下記のとおり照会します。

記

調査報告書の中で福井県職員が関係する内容（フナクイムシ問題〔報告書72頁〕および関西電力役職員、森山氏と県職員等との旅行〔報告書77頁〕）について、第三者委員会に対し事実関係を確認したところ、守秘義務等の関係で具体的な情報および根拠資料等を開示することは致しかねるとの回答でした。

つきましては、これらについて、関西電力が第三者委員会に提出した関係資料や保有する資料等を含め、関西電力としてその具体的な内容をご教示ください。

関原発第58号
令和2年4月16日

福井県総務部人事課長
内田 博幸 様

関西電力株式会社
代表取締役社長 森本

令和2年4月14日付けでご照会のあったことについて、下記のとおりご回答します。

記

調査報告書については、第三者委員会が弊社から提出された資料やヒアリング対象者から得られた情報等に基づき独自の調査を行い、とりまとめられたものです。

また、第三者委員会の調査に応じた弊社社員は、その調査に関する一切の情報について守秘義務を負っており、弊社を含めた第三者に対し、一切これを開示できないこととなっております。

このため、弊社は、第三者委員会に対し弊社社員の誰がどのような資料を提出し、どのような証言を行ったのか等について知り得る立場になく、どのように事実認定がなされたのかを把握しておりません。

調査報告書は、第三者委員会が報告書の目的・意義、プライバシー等への配慮を総合考慮の上、作成されたものであり、弊社としても公表したものです。よって、報告書を超える内容については、回答は致しかねます。

以上